

独立行政法人海上技術安全研究所の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔 期末手当について、理事長が必要と認めるときは、役員の職務実績に応じこれを増額し又は減額することとしている。 〕

役員報酬基準の改定内容

法人の長	〔 俸給月額について、18年4月1日に1,018,000円から950,000円に引き下げた。経過措置として、18年3月31日に在職していた場合は、従前の額を支給することとしたが、その日以降に再任されたときは、その額の支給は再任された日の前日までに限ることとした。また、調整手当を廃止し、地域手当を新設したが、支給率は従前と同じ10%とした。 〕
理事	〔 俸給月額について、18年4月1日に854,000円から797,000円に引き下げた。経過措置として、18年3月31日に在職していた場合は、従前の額を支給することとしたが、その日以降に再任されたときは、その額の支給は再任された日の前日までに限ることとした。また、調整手当を廃止し、地域手当を新設したが、支給率は従前と同じ10%とした。 〕
監事	〔 俸給月額について、18年4月1日に776,000円から725,000円に引き下げた。経過措置として、18年3月31日に在職していた場合は、従前の額を支給することとしたが、その日以降に再任されたときは、その額の支給は再任された日の前日までに限ることとした。また、調整手当を廃止し、地域手当を新設したが、支給率は従前と同じ10%とした。 〕
監事(非常勤)	〔 非常勤役員手当について、18年4月1日に265,000円から248,000円に引き下げた。経過措置として、18年3月31日に在職していた場合は、従前の額を支給することとしたが、その日以降に再任されたときは、その額の支給は再任された日の前日までに限ることとした。 〕

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	18,943	12,216	5,354	1,222 (地域手当) 151 (通勤手当)		3月31日1人
理事 (2人)	31,937	20,496	8,983	2,050 (地域手当) 408 (通勤手当)		3月31日1人
監事 (1人)	14,689	9,312	4,081	931 (地域手当) 365 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	3,180	3,180	0	0		3月31日1人

注:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
	千円	年	月			
法人の長	14,788	6	0	19年3月31日	1	役員退職手当規程及び独法 評価委員会による業績評価に よるもの
理事A	千円	年	月			該当者なし
理事B	千円	年	月			該当者なし
監事	千円	年	月			該当者なし
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし

注:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

〔 定年退職等を含めた適切な人員管理を行い、その結果生じた減員については、公募による選考採用や産学官との連携強化のための人事交流、任期付き研究員の採用を図ることとするが、定型的業務の外部委託化の推進などにより人員管理の効率化につとめる。 〕

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 一般職の職員の給与に関する法律及びこれに関連する人事院規則に準拠しているものであり、18年度給与規程の改正においては「独立行政法人の役職員の給与については、改定に当たって国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請する(18.10.17閣議決定)」を受けて、改正給与法に準拠して実施したところである。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 勤務成績を基にして昇給及び勤勉手当に反映しているものである。 〕

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
昇給:俸給	勤務成績に応じて昇給幅を増減するものである。
賞与:勤勉手当(査定分)	勤務成績に応じて支給額を増減するものである。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

〔 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取り組みとして次のとおり改正した。 〕

- 1) 俸給月額を18年4月1日から平均5%引き下げた。経過措置として、18年3月31日在職者について新旧俸給月額の差額を支給することとした。
- 2) 特別昇給と普通昇給を統合し、勤務成績に応じて昇給幅を増減することとした。
- 3) 調整手当を廃止し、地域手当を新設したが、支給率は従前と同じ10%とした。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	173	44.7	8,655	6,334	141	2,321
事務・技術	36	40.1	6,394	4,655	148	1,739
研究職種	137	45.9	9,249	6,776	139	2,473
再任用職員	1					
研究職種	1					
非常勤職員	2					
事務・技術	2					

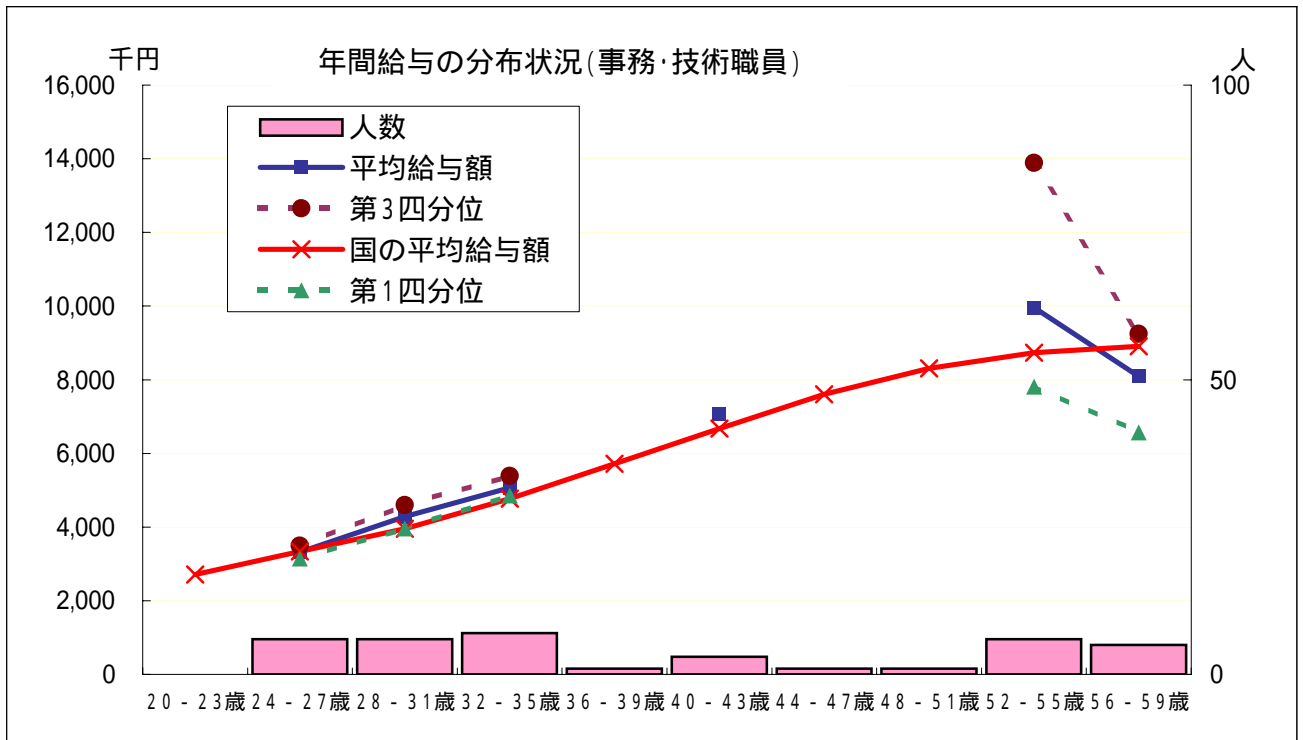
注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

次に掲げる区分及び職種は、該当者がいないため省略した。

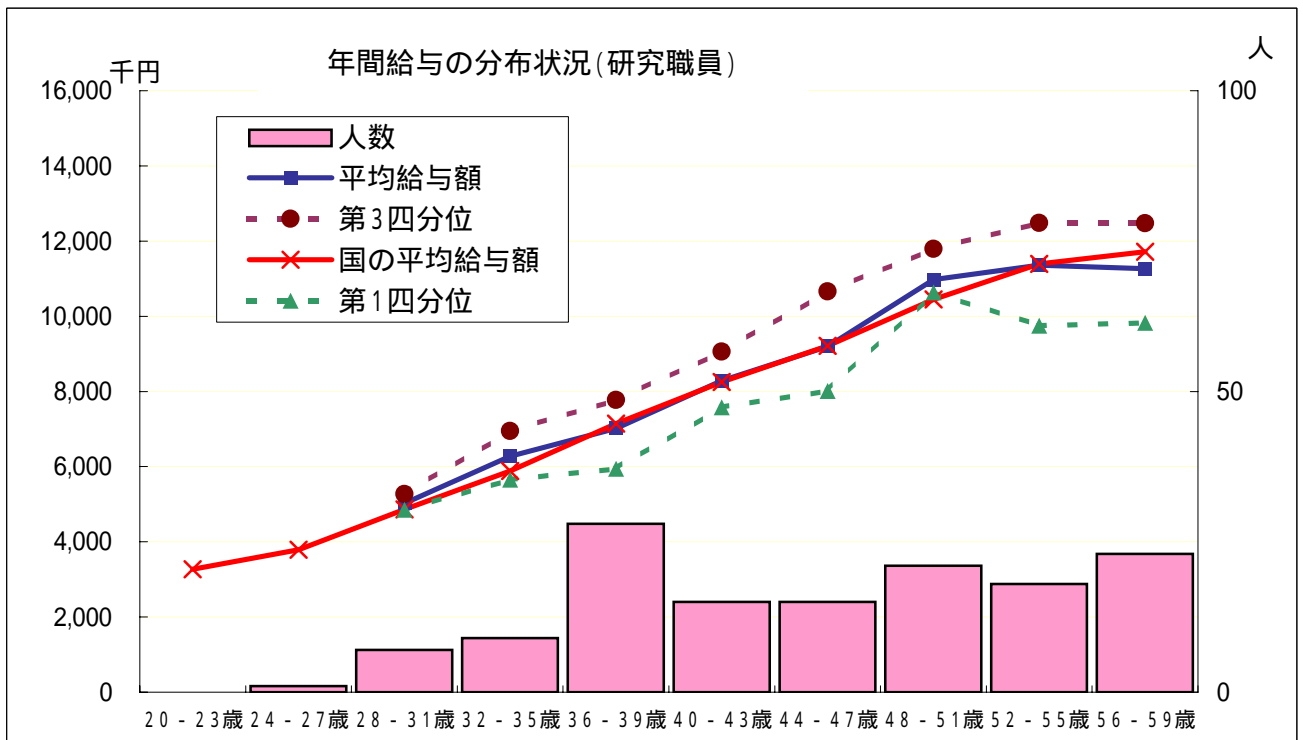
常勤職員のうち医療職種、教育職種、その他の職種。在外職員、任期付職員、再任用職員のうち事務・技術、医療職種、教育職種、その他の職種。非常勤職員のうち研究職種、医療職種、教育職種、その他の職種。

再任用職員については該当者が1人のため、また、非常勤職員については該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 研究職員(任期付職員及び再任用職員を除く。以下、ま
で同じ。))



注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。年齢36～51歳の年齢階層の四分位は該当者が4名以下のため、また、36～39歳及び44～51歳の年齢階層の平均給与額は該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから表示していない。



注: 年齢24～27歳の年齢階層の四分位及び平均給与額は該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
本部部長	2	54.0	-	-	-
本部課長	1	59.5	-	-	-
本部課長補佐	9	49.7	7,281	7,812	8,036
本部係長	12	34.3	4,715	5,220	5,389
本部係員	9	27.2	3,283	3,601	3,919

(注)本部部長及び本部課長の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額及び四分位については記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
本部研究部長	12	53.0	11,787	12,522	12,914
本部研究課長	41	51.1	10,344	11,115	12,092
本部主任研究員	57	44.1	7,445	8,164	9,005
本部研究員	21	34.1	5,190	5,401	5,928

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員 / 研究職員)

事務・技術職員

区分	計	事務職10級	事務職9級	事務職8級	事務職7級	事務職6級
標準的な職位		本部部長	本部部長	本部部長	本部課長	本部課長
人員 (割合)	36人	該当者なし	2人 (5.6%)	該当者なし	該当者なし	2人 (5.6%)
年齢(最高 ~最低)		歳	歳	歳	歳	歳
所定内給与年額(最高 ~最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高 ~最低)		千円	千円	千円	千円	千円

区分	計	事務職5級	事務職4級	事務職3級	事務職2級	事務職1級
標準的な職位		本部課長 補佐	本部課長 補佐	本部係長	本部係員	本部係員
人員 (割合)	36人	3人 (8.3%)	8人 (22.2%)	12人 (33.3%)	3人 (8.3%)	6人 (16.7%)
年齢(最高 ~最低)		58 ~ 41 歳	54 ~ 40 歳	58 ~ 30 歳	30 ~ 30 歳	26 ~ 24 歳
所定内給与年額(最高 ~最低)		7,097 ~ 5,204 千円	6,031 ~ 5,023 千円	4,735 ~ 3,026 千円	3,431 ~ 2,866 千円	2,655 ~ 2,160 千円
年間給与額(最高 ~最低)		9,471 ~ 7,281 千円	8,540 ~ 6,927 千円	6,566 ~ 4,136 千円	4,600 ~ 3,919 千円	3,624 ~ 2,949 千円

研究職員

区分	計	研究職5級	研究職4級	研究職3級	研究職2級	研究職1級
標準的な職位		本部研究部長	本部研究課長	本部主任研究員	本部研究員	本部研究員
人員 (割合)	137人	55人 (40.1%)	28人 (20.4%)	33人 (24.1%)	20人 (14.6%)	1人 (0.7%)
年齢(最高～最低)		59～42歳	59～37歳	58～33歳	40～28歳	
所定内給与年額(最高～最低)		千円 9,740～6,345	千円 7,533～5,566	千円 6,689～4,178	千円 4,416～3,373	千円
年間給与額(最高～最低)		千円 14,413～8,641	千円 10,200～7,580	千円 8,967～5,819	千円 6,086～4,610	千円

(注) 事務職9級及び6級並びに研究職1級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 研究職員)

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 59.9	% 63.4	% 61.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.1	% 36.6	% 38.3
	最高～最低	% 42.1～33.6	% 38.4～30.7	% 40.2～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 68.3	% 67.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.3	% 31.7	% 33.0
	最高～最低	% 40.4～32.0	% 37.2～28.6	% 38.8～30.3

研究職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.0	% 65.5	% 64.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.0	% 34.5	% 35.7
	最高～最低	% 49.8～31.6	% 47.4～28.8	% 48.6～30.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.2	% 68.9	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.8	% 31.1	% 32.4
	最高～最低	% 40.9～29.0	% 37.7～26.3	% 39.3～27.6

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))
対他法人(事務・技術職員)

104.2
96.5

(研究職員)

对国家公務員(研究職)
対他法人(研究職員)

100.1
98.0

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年 度)	前年度 (平成17年 度)	比較増 減		中期目標期間開始時(平 成18年度)からの増 減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	1,916,624	1,980,651	-64,027	-3.23	-	-
退職手当支給額 (B)	183,327	315,116	-131,789	-41.82	-	-
非常勤役職員等給与 (C)	130,169	123,120	7,049	5.73	-	-
福利厚生費 (D)	244,904	216,555	28,349	13.09	-	-
最広義人件費 (A + B + C + D)	2,475,024	2,635,442	-160,418	-6.09	-	-

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額が対前年度比で、64,027千円減額となった。要因は、退職者に係る減額が新規採用者に係る増額を上回ったことによるもの約77百万円減他である。

最広義人件費が対前年度比で、160,418千円減額となった。要因は、退職者数が4名減少したことによるもの約1.3億円の他上記によるものである。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

)主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

各般の事業運営の効率化を通じ、人件費(退職手当等を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めること。

)法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

中期目標期間中に、定年退職等を含めた適切な人員管理を行い、その結果生じた減員については、公募による選考採用や産学官との連携強化のための人事交流、任期付き研究員の採用を図ることとするが、定型的業務の外部委託化の推進などにより人員管理の効率化につとめる。

なお、人件費(退職手当等を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

)上記)の進ちょく状況

基準年度の「給与、報酬等支給総額」:17年度 1,980,651千円

当年度の「給与、報酬等支給総額」:18年度 1,916,624千円

当年度までの人件費削減率: 3.2%

計算式 = (当年度の金額 - 基準年度の高額) ÷ 基準年度の高額 × 100

法人が必要と認める事項

特になし